4　この告示の施行前にされている附則第二項の規定による廃止前の平成十九年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、文部科学省、経済産業省告示第四号第二条又は第四条の規定によりされた認定又は変更の認定は、それぞれこの告示第二条又は第四条の規定による認定又は変更の認定とみなす。

様式（第１条関係）

特別試験研究認定申請書（委託試験研究）

殿

申請年月日	
※認定年月日	
※認定番号	

住　所

申請者名　　㊞

当該試験研究は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第２条第７項に規定する試験研究機関等に委託して行うため、租税特別措置法施行令第５条の３第12項第５号に掲げる試験研究に該当することから、租税特別措置法施行規則第５条の６第７項第２号に規定する当該試験研究に要した費用の額であることの認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1．委託試験研究を行った試験研究機関等の名称

2．当該委託試験研究の課題

3．当該委託試験研究の実施期間

4．租税特別措置法第10条第２項の規定の適用を受けようとする年

5．当該委託試験研究に係る試験研究費の額

費　目	契約額（円）	支出額（円）	費用額（円）
合　計			
※　特別試験研究費の認定額	円		

上記の申請については、租税特別措置法施行規則第５条の６第７項第２号の規定により、認定します。

※　記　名　押　印

（備考）

1．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2．※印のある欄は、記入しないこと。

○金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十五号）の施行に伴い、中小企業等協同組合法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

金融庁長官　畑中龍太郎
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

中小企業等協同組合法施行規程の一部を改正する告示

中小企業等協同組合法施行規程（平成二十年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「社団法人全国地方銀行協会（昭和二十五年三月十一日に社団法人地方銀行協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人全国地方銀行協会（昭和二十年十月一日に社団法人全国無尽協会という名称で設立された法人をいう。）」に、「社団法人第二地方銀行協会」を「一般社団法人第二地方銀行協会」に改める。

第六条第一項中「法第二十七条の二第三項」を「法第九条の七の二第二項」に改める。

第十二条第一項中「、火災共済協同組合」を削る。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○総務省告示第百二十五号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条第五項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第三条第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による平成二十四年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る報告を取りまとめたので、その概要を次のとおり公表する。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

平成24年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要

1．団体別健全化判断比率

(1)　都道府県

（単位：％）

都道府県名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
北海道	—	—	21.7	328.6
青森県	—	—	17.1	182.1
岩手県	—	—	18.6	257.7
宮城県	—	—	15.2	251.5
秋田県	—	—	15.4	240.0
山形県	—	—	14.2	237.5